

ふるさと納税による新事業創出支援事業 ～ 対象プロジェクト募集のお知らせ ～

福井県では、地域課題の解決に資する新たな事業プロジェクトを行うために資金調達を行おうとする事業者の方を下記のとおり募集します。

起業、新商品開発、販路開拓など新たな事業プロジェクトにチャレンジする県内事業者を対象に、県が事業プロジェクトを認定し、ふるさと納税により寄付を募集します。

ふるさと納税を活用することにより、寄付者は自己負担額2千円で寄付することが可能となるため多くの寄付が期待できる等の利点があります。

【募集期間】平成30年4月25日（水）～平成30年6月29日（金）17：00 必着のこと
（ただし、応募状況により2次募集を行う場合があります。）

事業概要

支援内容	① 県が認定した事業プロジェクトをクラウドファンディングサイトに掲載して寄付を募集 ② 寄付目標額を達成した事業者に奨励金を支給
支援対象者	県内事業者（奨励金の支給日までに開業する者を含む）
対象事業	福井県内における起業、既存事業者による新商品開発、販路開拓のほか、観光や文化振興等 [※] の地方創生に資する事業プロジェクトで、地域課題の解決や地域活性化に資するもの ※観光、文化、教育、福祉、スポーツ等の地域活性化につながるもの 例① 空き家を改装して地元農産物を利用した飲食店を開店（起業） 例② 伝統工芸（和紙、陶器等）の協業による照明等のインテリア開発（新分野展開） 例③ 空き店舗を改装して放課後に子供たちが学習するまちかど寺子屋を開設（地方創生）
助成対象経費	事業実施経費（人件費等を除く）
寄付目標額	50～100万円程度（プロジェクト実行者が任意に設定）
寄付募集期間	原則12月末までの期間（最長90日間）
支給額	・ふるさと納税寄付額を原資にして奨励金を支給 [※] ・起業家が新たに事業を立ち上げる場合や既存事業者による新分野への事業展開は初期投資費用（施設整備費、機械装置費、備品費）に対し20万円上限に上乗せ支給（5事業程度） ※ただし、寄付目標額を達成した場合のみ奨励金を支給する。（手数料21.6%を除いた額）
協力事業者	・福井銀行は事業プロジェクトの実現に向け経営サポートを実施 ・福井新聞社はウェブサイトや紙面を通じた情報発信により支援
寄付者へのお礼	・事業者は事業成立後、寄付者への定期的な事業報告やお礼（リターン）等を行うものとする。

※申請に必要な書類、募集要項など、詳しくは福井県のホームページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/furusato/crowdfunding/crowdfunding.html>

■お気軽にご相談ください■ 福井県 総合政策部 ふるさと県民局 地域交流推進課 ふるさと納税G
電話:0776-20-0665 / FAX:0776-20-0644 E-mail:chikikoryu@pref.fukui.lg.jp

ふるさと納税により新事業創出を支援します！

福井県では、起業、新商品開発、販路開拓などの新たな事業にチャレンジするために、ふるさと納税を活用して資金調達を行おうとする事業者を募集します。

主な特長は以下のとおりです。

特長① ふるさと納税なので寄付が集まりやすい！

- ・県が事業プロジェクトを認定し、ふるさと納税を活用して寄付を募集します。
- ・ふるさと納税の活用により、寄付者は自己負担額2千円で寄付することが可能となります。寄付者の負担が少ないため、より多くの寄付が期待できます。

特長② 起業や新分野への事業展開には奨励金20万円を上乗せ！

- ・寄付目標を達成した場合、ふるさと納税寄付金額を原資にして奨励金を支給します。
- ・さらに、施設整備費等の初期投資費用を対象に、20万円を上限に奨励金を上乗せ支給します。ただし、起業家が新たに事業を立ち上げる場合や既存事業者による新分野への事業展開に該当する事業として、県が特に認めた場合に限りです。

特長③ クラウドファンディングサイトにより発信。全国にファンを獲得！

- ・県が認定した事業プロジェクトをクラウドファンディングサイト「Readyfor」に掲載し、寄付を全国から募ります。
- ・事業の進捗をサイト上で随時報告することにより、寄付者をファンとし、継続的な関係が築けます。

〇スケジュール（予定）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	寄付募集終了後
内容	【事業者募集期間】 4月25日（水） ～ 6月29日（金）		【審査】	【寄付募集期間】 原則12月末までの期間（最長90日間） クラウドファンディングサイトに掲載して ふるさと納税を募集						奨励金の支給

『ふるさと納税』とは

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄付（ふるさと納税）を行った場合に、寄付額のうち2千円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です（一定の上限があります。）。